

JASS16 建具工事標準仕様書改定の趣旨

—2008 年改定版—

JASS16 建具工事標準仕様書は、1988（昭和 63）年に全面的に改定され、その後、1994（平成 6）年に 16.6「建具金物工事」が追加され、1998（平成 10）年の改定では、主に 16.2「木製建具工事」について小改定が行われた。

今回の改定は、基本的には小改定とし、各種の法規、基準類の改定等に伴う見直しを中心に行うこととした。安全、防犯、省エネルギー、空気環境、耐震等については、昨今の動向を踏まえ、JASS として取り上げるべきものについては対応を行った。ただし、以下の点については、構成を大きく変更・追加することとした。

各節共通な点としては、まず、これまで節ごとに異なっていた目次構成を、できる限り共通なものとするよう見直した。これと同時に、性能に関する表記の変更を行った。建具等に必要な性能項目を 16.1 で列記し、各節でその中で重要な性能項目について、性能の考え方あるいは性能値等を記述するという構成とした。

次に、節の構成に関する点としては以下の点が挙げられる。

まず、これまで 16.2 の中で位置付けられていなかった、製品として供給されている枠付きの高気密・高断熱木製サッシ・ドアについても取り上げることにした。ただし、まだ仕様書として位置付けるのは時期尚早であると判断し、付録として収録した。性能の考え方等は、従来のアルミサッシと基本的に同様であるので、16.3 を参考にした構成とした。

また、北海道、東北地方で樹脂サッシが広く普及している現状を踏まえ、16.3 では、アルミサッシに加え、樹脂サッシを扱うこととした。性能・工法ともアルミサッシと共通する部分が多いため、アルミサッシとともに記述した。

16.4 はこれまで鋼製ドアを扱っていたが、今回は「鋼製建具、鋼製軽量建具、ステンレス製建具工事」とし、鋼製軽量建具、ステンレス建具についての位置付けを明確にした。

自動ドアはこれまで JASS16 建具工事では扱ってこなかったものであるが、スライディングドアとスイングドアを対象に、「自動ドア開閉装置工事」として記述し、付録として収録した。

16.6 の建具金物工事については、実情にあわせてこれまでの内容が簡潔に分かりやすくなるよう見直した。

以上のように、小改定として全体の基本構成には変更を加えていないものの、建具の実態をふまえて細かな修正を数多くおこなうこととなった。本書が建具工事において適切に活用され、建具工事の発展の一助となれば幸いである。

2008 年 1 月

日本建築学会

序

本会は、去る大正12年に建築施工技術の向上を図るため、委員会を設けて、仕様書の標準化に着手致しました。以来昭和16年までの間に、建築主体工事に関しては16の標準仕様書が作られ逐次会誌をもって発表されたのであります。その間においても技術の進歩、材料の変遷等に即して、改正が企てられましたが、当時緊迫化を辿りつつあった内外の諸情勢は、それを果さしめないまま遂に終戦を迎えたので、仕様書の改正を断念し、委員会も廃止して終ったのであります。

終戦後の混乱無秩序は、応急需要と相俟って、低劣な質の建築生産がなされて、真の建築復興の将来は実に暗澹たるものであります。しかるに進駐軍施設の建築需要が盛んになるに及んで、否応なしに海外技術の移入が行なわれるようになって、これが戦時中に低下したわが建築技術の回復に多大の刺戟を与えたことは事実として認めない訳には行かなかったのであります。昭和24年頃からは、国力も稍回復を見せたので、従って建築物の質的改善の要請が起って参り、翌25年5月には、建築基準法が制定実施に移されて質の向上が法的にも要求されるようになりました。

それに先だって、いわゆるビルブームの兆が現われ始めましたが、25年2月建築制限がほとんど廃止されてからは、永らく抑制下にあったビル建築が一斉に勃興したので、これに対処するためにも、施工技術の高度化が要求されるに至ったのであります。そればかりでなく、わが国が戦争のために空白にした10年間と、この間の海外における建築技術の著しい進歩に鑑みても、当然施工技術の合理的改善を行わなければならない情勢にあったのであります。即ち経済性を基調に、移入技術の応用、わが国における研究成果の活用等によって、簡易化・機械化を図ることが当面の重要な課題となって来たのであります。

本会においては、これらの重要性を考慮し、昭和26年5月には、標準仕様書の全面的更改と材料規格の調査を目的とする「材料施工規準委員会」を設け、広く建築界各層の技術者および設備技術者等約230名を委員に御依頼して発足願ったのであります。

幸に委員長始め委員各位の熱誠なる御努力が実を結び、逐次発表を見るに至りましたことは建築界のためにも、誠に欣ばしいことであります。この仕様書が一段階となって、今後益々施工技術の進歩改善が期待される点は決して尠くないと信じます。

本会においても、本事業が建築界に大きな期待をもたれていることを察知致しまして、28年度事業としてこの仕様書による講習会を全国的に催し、速かな普及に資することに致しました。そのため解説の執筆など委員各位の御多忙を知りつつも相当御無理を願った点多くあることを恐縮に存じております。

本書の刊行に当りまして、委員各位の御尽力はさることながら、これを御支援御協力せられました会員初め官民各方面の職場に対しましては深甚な謝意を表しますとともに、この仕様書の普及実行に一層の御協力をたまわらんことを望んで己まない次第であります。

昭和28年11月

日本建築学会

「建築工事標準仕様書」(JASS)の発刊に際して

標準仕様書を作成することは、施工標準を決めようとするのであります。即ち合理的で経済的な施工の一定標準を定め、これが普遍化を期待し、それによって一般建築物の質の向上を図ろうとするのが、その目的であります。

先ず、その根本の方針としては、技術の進歩に即応し、新材料の利用、規格の尊重、新決定用語の採用によって、時代に適合し、しかも飛躍に過ぎることのない様、官庁と謂わず、民間と謂わず、建築界全体を通じて使用し得られる仕様書の決定版を得ようとするところに、目標を置いたのであります。

この仕様書を成るべく短期間にまとめたく思ったためと、また専門中の専門知識を動員するために、調査委員会の構成は、細分科制を採り、14の分科会を設け、独り建築主体工事に限らず機械、電気などの設備工事をも含めた33章に亘る工事別仕様書の調査執筆に着手したのであります。

審議の方法は、前記14の分科会の外に、主査も参加する運用調整委員会を設け、分科会で作られた夫々の原案を更に運用調整委員会にかけて、精粗・軽重などについての分科会相互間の均衡を考え、総合的に検討を加え、その結果を、広く建築界の輿論に問うため、会誌に発表するほか、全支部を始め全国に亘り65ヶ所の連絡機関を設けて、忌憚のない御意見を求めたのであります。それ等の結果は、再びこれを委員会に戻して、再検討を行ない、斯くして得た最終案を、本決定に運ぶような方法をとったのであります。

幸に委員各位には公私共に御多忙であるにも拘らず、全く献身的な努力を傾けられまして、御蔭をもって、昨27年8月号の会誌から逐次原案を発表することができたのであります。本書に載せた仕様書は上記の方法によって得た最終本決定の一部であります。

未だ全部の完成には到りませんが、一応成果をあげたものをもって学会が講習会を全国的に開かれることになったため、原案作成委員の方々に重ねてその解説の執筆を煩わしました。時間の関係もあって、それは執筆委員各自の責任において書かれたものでありますが、これによって、細目についての制定の意図、内容などが正しく御理解願えることと思います。本委員会としては、将来仕様書の完璧を期するために、実施上の御経験などを御申越戴いて、改善に改善を重ねる考えでありますから、今後とも格別の御協力を御願い致したいのであります。

なお、委員長を扶けられて、非常な御尽力を払われた委員各位を始め資料の御提供に、あるいは連絡機関として成案に対しても貴重な御意見を御寄せ下さった全支部及び官公庁、建築事務所、建築業者等の方々に対し、この機会をかりて厚く御礼申上げる次第であります。

昭和28年11月

日本建築学会 材料施工規準委員会

委員長 下 元 連

日本建築学会建築工事標準仕様書 制定調査方針

(目 的)

1. 建築の質的向上と合理化を図るための適切な施工標準を作ることを目的とし、次の点を考慮して標準仕様書を体系づけた。
 - a. 建築設計を拘束したり、統制したりしないが、統一して差支えない程度のもものはなるべく一定するように努めた。しかしそのため、施工技術の最低限度を割らないよう注意した。
 - b. 施工技術の専門細分化が近来特に甚しい傾向にあるので建築技術者を始め多数の専門家の密接な協力を得て、各専門分野の技術の有機的な繋りを保つと同時にそれ等専門技術の建築技術への浸透を仕様書を通じて図ることにした。
 - c. 技術に関する研究の進展、材料の進歩等に即応し、検討を経て成果を得たものは、なるべく速かに仕様書に織り込み、研究とその成果の活用とを直結して技術に進歩性をもたせた。

(用 途)

2. 広く各方面の意見を徴して、官公庁、民間を問わず中央と地方とに拘らず各種構造の建物のいずれにも適応できるものとした。

(規格、計量、法令)

3. 度量衡はメートル法を主とし、その他の計量が慣用されているものについては、括弧内に併記した。
4. 日本工業規格(JIS)、日本標準規格(JES)、その他の規格にあるものは規格を用い、公定規格のないもので特に業界規格等を必要とするものについては、こだわらずに採用して、それ等との調整と活用とを図った。なお場合によっては、暫定的に日本建築学会規格をも作った。
5. 建築基準法その他法令に関係する事項は、法令に定められたところと背馳しないようにした。

(体裁、略称)

6. 建築工事における一般的かつ共通的なものについて記述し、特殊な材料、工法、寸法ならびに工法その他が数種類あるものはこれを羅列し、各工事毎に特記仕様書を附加してこれに設計者が所要の事項を記入することにした。
7. この仕様書はJASS (Japanese Architectural Standard Specification) と略称し、章名の番号と併記して用語の簡明化を図った。

「建築工事標準仕様書 (JASS)」は学術、技術の進歩、材料の改善に即応せしめて、絶えず改訂を行おうとするものであるから、本仕様書を使用した経験による御意見を本会に御寄せ願ひ、その完璧を期すことに特に御協力願ひたい。

JASS 16 改定の経緯

—昭和 63 年改定版—

改定前の JASS 16 建具工事は、昭和 41 年に制定されたものであり、以後今回まで改定は行われていない。この間、制定時における技術・社会などの諸条件が年月とともに大幅に変化したため、内容が実態になじまないものとなり、昭和 55 年 7 月に JASS 16 建具工事の改定作業に着手した。学会以外の各種の建具仕様書をも検討したうえで、学会としての建具仕様書のあるべき姿を設定し、過去の JASS のスタイルにとらわれない、時代の条件に適合する建具工事 JASS を成案すべく、慎重審議を重ね、昭和 60 年 11 月に JASS 16 建具工事の本文の改定案を完成した。この改定案は、材料施工委員会の議をへて建築雑誌（Vol.99 No.1224, Vol.100 No.1238, No.1240）に発表されたが、この本文の改定案に寄せられた意見を参考として、さらに修正を加え、あわせてその解説を作成したものが、ここに示す本文および解説である。

今回の改定では、JASS は契約書の一部を構成するものであるとともに、技術標準を示す役割も存在するという認識に立ち、材料・部材・部品等の品質が適正でそれらを製作・組立て・施工する過程が適正であれば適正な建具が施工されるという、いねば従来の積上げ方式的品質規定の考え方のみではなく、工業製品特有の性能発注方式的品質規定の考え方も加え、改定の姿勢を大幅に刷新した。また具体的な内容としても、いうまでもないことであるが、現在の材料・工法等についての記述を主な内容としたことから、全面的な改定となってしまった。したがって、実質的には、新規の制定に近い改定となった。

また、本書の解説は、執筆委員の責任において、現状と問題点、規定の背景および理由、補足事項、参考資料等について述べたものである。

なお将来的には、本書の 5 節のほかに、「建具金物工事」や「その他建具工事」が、必要に応じて加えられることが予定されている。

本書が、適切に運用され、活用され、建具工事の健全な発展に寄与することを期待している。

JASS 16 建具工事標準仕様書は、1988年に全面的に改定されたが、その際の改定範囲は本書の第1節から第5節であり、「建具金物工事」については未完成のままであった。前回の改定の際には、欠陥のない建具金物を前提として、建具金物部分を除いた建具工事だけについて規定した。今回の改定は、これを補うために第6節を書き加えたものであり、建具工事の側には欠陥がないことを前提として、建具金物工事のみについて規定した。これによって、建具工事全般に関する標準仕様書が完結したということができよう。

前回のJASS 16改定作業終了後、ただちに建具工事小委員会が設立され、引続いて第6節の検討を開始した。しかし、建具自体がもともと性能発注の形が取られることの多い工場生産品であるうえ、さらに付属品としてそれに取り付けられる建具金物については、実際の建具工事における扱われ方についても、経験的に処理されている部分が多く、不分明なところが多い。また、建具金物には多種多様な種類があり、仕様書で規定すべき内容もさまざまである。建具金物を供給し施工するメーカーも多種多様である。したがって、何をもち標準仕様とすべきかについての検討は容易なものではなかった。しかし、無数の種類があるように見える建具金物も、段階的にいくつかの性能ランクの製品群に仕分けて生産されているのが実情である。この仕様書で規定する建具金物工事の内容としては、使用条件に対応して具体的な材質や寸法を規定するのではなく、性能ランクの選択肢を示す性能を規定するに留め、それ以上の具体的な仕様には言及しない形を主体とした。なおこれは、アルミサッシ等の建具工事においても同様である。

建具側の条件に対応して具体的にどんな種類・材質・寸法の建具金物を使用すべきであるかについては、統一的な仕様を規定することは難しいと思われるが、こうした内容に対しても、実務上なんらかのガイドラインが必要であろう。今後さらに検討が加えられ、JASS 16を補足する「指針」などの形で整備されて行くことを期待したい。

このような検討を経た結果、1993年にJASS 16.6の本文および解説が材料施工本委員会で承認され、このほど改定版の出版に至った次第である。なお、今回の改定は第6節の増補を主目的としており、第1節～第5節については、今回の追加分に関連して発生する矛盾や他の規定類の変化に関する修正など、最少限の修正に留めた。

JASS 16 建具工事標準仕様書は、1988（昭和 63）年に全面的に改定され、その後、1994（平成 6）年に 16.6 「建具金物工事」が追加された。しかしその後も、諸般の状況の変化に対応すべく、内容の更新が望まれていた。特に JASS 16. 2 「木製建具工事」に関しては、ある程度の規模の改定が必要とされていた。

今回は、主に JASS 16.2 について改定を行った。これはあくまで 1988（昭和 63）年の大改定の際の項目立てを踏襲した小改定であり、全面的な大改定ではない。全般に JASS 全体の改定の主旨に従い、建物として組み込まれたときの性能、すなわち「完了状態」の性能を規定する考え方に基づいて全体を見直した。また前回までの仕様書は和風建具を主体としていたが、洋風建具化、既製建具化の進行を受けて改定を実施した。ただし、枠付き建具、木製サッシなどについては、次第に利用が増えてはいるものの、一般的な記述とするにはいまだ安定的ではないと判断し、今回の改定では本文に記載することは見送った。従来は製作者・施工者・監理者・係員などの用語に多少の混乱が見られたので、全般に設計監理と施工管理の立場の違いをより明確に記述するように改めた。発注における性能指定、メーカー指定、構法指定などの違いにも対応するようにした。框・棧の定義については、従来は木製建具特有の呼称によったものであったが、今回は金属製建具と共通の定義（枠・戸・桁・棧の区別）によることとした。使用材料のうちで現在は一般的には使用されていないものを削除した。寸法等で実用的に意味のない数値は本文から削除したが、伝統的な価値も考慮して必要と思われるものは解説に入れた。BL 部品の規準にも対応し、関連 JIS の改正にも対応した。

JASS 16.2 以外の各節についても、それぞれワーキンググループを構成して、小規模な見直しをはかった。特に関連する JIS が大きく変わった点や、阪神大震災に関連して地震関係について加筆するなど、それぞれの章で修正箇所があった。

改定作業の経過は以下のとおりである。1994（平成 6）年 4 月に木製建具工事小委員会を組織し、旧著の本文・解説の読み合わせ、問題点や改定すべき点の抽出を行い、1995（平成 7）年 3 月までに本文改定案の作成を行った。1996（平成 8）年 3 月には解説改定案の作成を終了し、1997（平成 9）年 2 月に木製建具技術指針の改定案の作成を終了した。これらの内容を 1997（平成 9）年 2 月に材料施工本委員会に提出し、査読を経て成案に至った。その後、日本建築学会全体にわたる組織改組によって、建具工事運営委員会は内外装工事運営委員会傘下の建具工事小委員会に改組され、JASS 16 関連の小委員会はワーキンググループに改組された。従前の改定業務は、それぞれの小委員会・ワーキンググループに引き継ぐ形となって、今回の発行に至ったものである。

JASS 16 建具工事

目 次

	本 文	解 説
	ページ	ページ
1 節 建具工事共通事項		
1.1 一般事項	1	81
1.2 用語	1	82
1.3 性能等	2	83
1.4 種別	3	84
1.5 記号	4	88
1.6 寸法のおさえ方	4	88
2 節 木製建具工事		
2.1 一般事項	5	89
2.2 材料・部材・部品	9	96
2.3 木製建具工事の完工品（完了状態，出来形・成品）	11	107
2.4 生産計画	12	108
2.5 製作	13	114
2.6 運搬・保管	15	120
2.7 取付け施工	15	121
2.8 引渡し	17	125
3 節 アルミニウム製・樹脂性建具工事		
3.1 一般事項	17	128
3.2 材料・部材・部品	22	137
3.3 完工品	25	143
3.4 施工図および見本	26	150
3.5 製作	27	152
3.6 運搬・保管	29	157
3.7 取付け施工	30	159
3.8 引渡し	31	164

4節 鋼製建具・鋼製軽量建具・ステンレス製建具工事

4.1 一般事項	31	167
4.2 材料・部材・部品	38	177
4.3 完工品	40	179
4.4 施工図および見本	42	184
4.5 製作	43	189
4.6 運搬および保管	45	191
4.7 取付け施工	45	193
4.8 引渡し	47	197

5節 鋼製重量シャッター工事

5.1 一般事項	47	199
5.2 材料・部材・部品	55	212
5.3 完工品	62	225
5.4 施工図および見本	63	229
5.5 製作	64	234
5.6 運搬および保管	66	238
5.7 取付け施工	66	239
5.8 引渡し	68	247

6節 建具金物工事

6.1 一般事項	68	249
6.2 材料・部品	72	263
6.3 完工品	74	264
6.4 施工図書および見本	76	270
6.5 製作	77	270
6.6 運搬および保管	77	271
6.7 取付け施工	78	271
6.8 引渡し	80	273

付録

付録1 木製サッシ・ドア工事(案) (本文ならびに解説)	275
付録2 自動ドア開閉装置工事(案) (本文)	297
付録3 木製建具製作および取付け技術指針 (本文ならびに解説)	305
付録4 各種建具の構法標準シート	336